

# 感染症、食中毒の予防及びまん延防止ための指針

社会福祉法人恵里会

ケアハウス光の海

令和6年1月

## 1. 感染症、食中毒の予防及びまん延防止の基本的な考え方

ケアハウス光の海は、入居者の居室や施設内において、感染症が発生し、まん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には迅速で適切な対応が取れるよう指針を定め、入居者の安全確保を図るための取組みを推進していくこととする。

## 2. 感染症、食中毒の予防及びまん延防止の体制

### (1) 感染症対策委員会の設置

#### ① 目的

感染症、食中毒の予防及びまん延を防止し、入居者の心身の健康を保持するために、設置要綱（資料1）に基づき感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### ② 委員会の構成

委員会は、施設長、生活相談員、事務員、介護職員、栄養士、調理員により構成し、必要に応じて理事長も参加することができる。感染症対策担当者（以下「担当者」という。）は生活相談員とし、委員会の会議を主宰するものとする。

#### ③ 委員会の開催

委員会は感染症が発生しやすい時期を考慮しながら、概ね3か月に1回以上開催する。そのほか、必要に応じて開催する。

#### ④ 委員会（担当者）の主な役割

ア 施設内の衛生管理（環境の整備、排体積拙物の処理等）

イ 日常のケアに関する感染症対策

ウ 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所等の連携並びに報告

エ 感染症、食中毒の予防及びまん延防止に関する研修会

オ 入居予定者の感染症に関する健康状態の確認

カ 外来者に対する理解と協力の要請

オ 職員に対する感染症に関する知識、対応等の周知徹底

#### ⑤ 職員研修の実施

ア 定期的な教育・研修を年1回以上実施する。

イ 新任者に対する感染症対策研修は担当者が中心となって実施する。

### (2) その他

本指針は、委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

### 3. 平常時の対応

#### (1) 施設内の衛生管理

感染症、食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努める。また、手洗い場、トイレ等の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努める。

#### (2) 感染症対策

日ごろから職員の手洗い・手指の消毒・うがい等を徹底し、マスクを着用するとともに、入居者にも注意喚起をして可能な限り同様の感染症対策をお願いする。

また、入居者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、健康状態を常に注意深く観察することに留意するとともに、職員も自身の健康状態をきちんと把握しておく。

特に血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。

#### (3) 面会者・外来者への衛生管理の周知徹底

マスクの着用や手指の消毒等感染症対策の協力を依頼し、感染状況によっては面会・外来の制限の対策をとる。

### 4 感染症発生時の対応

感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」（資料2）に従い、感染の拡大を防ぐため次のような対応を図る。

#### (1) 発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合やそれが疑われる状況が生じた場合には、有症者の状況やそれぞれに講じた措置などを記録しておく。

- ア 入居者と職員の健康状態（症状の有無）が発生した日時、階及び居室ごとにまとめる。
- イ 受診状況と診断名、検査、治療の内容を記録しておく。

#### (2) 感染拡大の防止

感染症や食中毒が発生した場合やそれが疑われる状況が生じた場合には、拡大を防止するため、速やかに対応する。

- ア 発生時は、手洗いや排泄物・吐しゃ物の適切な処理を徹底する。

- イ 職員を媒介して、感染症を拡大させることのないよう特に注意を払う。
- ウ 医師や看護師の指示を仰ぎ、必要に応じて施設内の消毒を行う。
- エ 必要に応じて、感染した入居者の隔離などを行う。
- オ 被害を最小限にするため、職員に適切な指示を出し、速やかに対応する。
- カ 病原体で汚染された機械・器具・環境の消毒・滅菌は、適切かつ迅速に行い、汚染拡散を防止する。
- キ 消毒薬は、対象病原体を考慮した適切な消毒薬を選択する必要がある。
- ク 協力医療機関や保健所に相談・報告し、技術的な支援や指示を受ける。

### (3) 医療処置

感染者の症状を緩和し、回復を促すため、速やかに医師に連絡して必要な指示を仰ぐ。必要に応じて、医療機関への搬送などを行う。

医師は、感染者の重篤化を防ぐため、症状に応じた医療処置を速やかに行い、診療後は、必要に応じて保健所への報告を行う。

### (4) 行政への報告

次のような場合、迅速に社会福祉施設等主管部局に報告する。併せて、保健所にも対応を相談する。

#### <報告が必要な場合>

- ア 同一の感染症や食中毒による、又はそれらが疑われる死亡者・重篤患者が 1 週間以内に 2 名以上発生した場合
- イ 同一の感染症や食中毒の患者、又はそれらが疑われる者（ある時点において）10 名以上又は全入居者の半数以上発生した場合（最初の患者が発生してからの累積の人数ではないことに注意する）
- ウ 通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合  
※ただし同時に複数のものが症状を呈するなど、食中毒を疑う場合は、人数に関わらず直ちに保健所へ報告する。

#### <報告する内容>

- ア 感染症又は食中毒が疑われる入居者の人数
- イ 感染症又は食中毒が疑われる症状
- ウ 上記の入居者への対応や施設における対応状況等
- エ 経時的な発生状況

(5) 関係機関との連携

施設配置医師（嘱託医師）、協力機関の医師、保健所及び地域の中核病院の感染管理担当医師や看護師など、関係機関に報告し、対応を相談して指示を仰ぐなど、緊密な連携を図る。

また、職員への周知、家族への情報提供も行う。

附則

この指針は、令和6年2月1日より施行する。

(資料1)

## 感染症対策委員会設置要綱

(目的)

第1条 感染症及び食中毒の予防並びにまん延を防止し、入居者の心身の健康を保持するために感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員会は、施設長、生活相談員、事務員、介護職員、栄養士、調理員により構成し、必要に応じて理事長も参加することができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会は、概ね3か月に1回、定期的を開催することとし、感染症が流行する時期は、必要に応じて随時開催するものとする。

(感染症対策担当者)

第4条 感染症対策担当者（以下「担当者」という。）は生活相談員とし、委員会の会議を主宰するものとする。

(担当者の職務)

第5条 担当者は、感染症及び食中毒の予防並びにまん延防止のために、次の事項について必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 施設内の衛生管理（環境の整備、排体積出物の処理等）
- (2) 日常のケアに関する感染症対策
- (3) 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所等の連携並びに報告
- (4) 感染症及び食中毒の予防並びにまん延防止に関する研修会
- (5) 入居予定者の感染症に関する健康状態の確認
- (6) 外来者に対する理解と協力の要請
- (7) 職員に対する感染症に関する知識、対応等の周知徹底

(記録の整理)

第6条 委員会における記録の整備は、別紙に定める「感染症対策委員会会議録」を整理しておく。

附則

この要綱は平成21年10月1日から実施する。

附則

この要綱は令和2年6月1日から施行する。

(資料2)

厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順（要約）

1. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に連絡し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア.同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ.同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ.ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

2. その他留意事項

ア.感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。

イ.1の報告を行った施設等においては、その原因の究明に資するため、診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。

ウ.医師が、感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるので、留意すること。

3. 対象となる社会福祉施設等【介護・老人福祉関係施設】

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター、老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設、老人福祉センター、認知症グループホーム、生活支援ハウス、有料老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院